

# オンラインゲームの高額課金に注意!

## 【相談事例】

スマホのオンラインゲームにハマった。ガチャをしたくて親のクレジットカードをこっそり使った。1回だけのつもりだったが、やめられず繰り返した。友達からゲームに課金したいと言われ、親のクレジットカード番号を教えた。全部で100万円使っていたことが、親にバレて怒られた。友達が使ったのは8万円分。全部払わないといけないのか。 (10代 男性)

## 【アドバイス】

●どうしても課金したいときは、お小遣いでしましょう。

保護者に内緒でアイテムを購入し、高額な請求になってしまったという相談が増えています。有料アイテムがほしい時は、お小遣いでプリペイドカードを購入するなどして、使いすぎないようにしましょう。

●請求された課金の支払いは、ゲーム会社等との話し合いです。

未成年者が親権者の同意なしに行った契約は、原則取り消すことができます。ただしオンラインゲームの場合、本当に未成年者が利用したか証明することが難しく、取り消しが認められるとは限りません。デジタルプラットフォームと呼ばれる売場の場を運営する企業や、ゲーム会社と話し合う必要があります。

●保護者は、子どもにスマホを持たせる前にルールを話し合しましょう。

クレジットカードの管理責任はカード会員にあります。管理は徹底しましょう。オンラインゲームは料金体系や決済方法が多様化しています。保護者はオンラインゲームの仕組みをよく理解し、遊び方やルールを決めておきましょう。

●わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

## 相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。

予約電話及び電話での相談は戸畑窓口(☎861-0999)へ。

消費者ホットライン ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん

★5月から相談受付時間を9:00~16:45に変更致しました。